三　内閣総理大臣官邸周辺地域

期間	地域	
平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで	東京都千代田区	霞が関二丁目、霞が関三丁目、永田町一丁目、永田町二丁目
	東京都港区	赤坂一丁目（一番から六番、八番及び九番）、赤坂二丁目（一番から十番）、赤坂三丁目（一番から八番）、虎ノ門二丁目（一番及び二番）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれる道路を除く。	

四　皇居周辺地域

期間	地域	
平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで	東京都千代田区	皇居外苑、丸の内一丁目（一番）、霞が関一丁目（一番）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、都道四〇三号線（永代通り）、国道一号線（日比谷通り）及び都道一四五号線（霞門から霞が関一丁目）を除く。	

五　ホテルニューオータニ周辺地域

期間	地域	
平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで	東京都千代田区	紀尾井町、麹町三丁目（一番、三番、五番、七番）、麹町四丁目、麹町五丁目、麹町六丁目、平河町一丁目（三番から六番）
	東京都新宿区	四谷一丁目（都道環状二号線（外堀通り）の部分及び同線の東側部分に限る。）
	東京都港区	元赤坂一丁目、元赤坂二丁目（都道環状二号線（外堀通り）の部分及び同線の東側部分に限る。）、赤坂三丁目、赤坂四丁目（一番、二番、五番から九番）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。	

六　経団連会館周辺地域

期間	地域	
平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで	東京都千代田区	神田錦町一丁目（一番、三番、五番、七番、九番、十一番、十三番、十五番、十七番、十九番、二十一番、二十三番、二十五番、二十七番、二十九番）、神田錦町二丁目（一番、三番、五番、七番、九番、十一番）、神田錦町三丁目（一番、三番、五番、七番、九番、十一番、十三番、十五番、十七番、十九番、二十一番、二十三番）、大手町一丁目（一番から九番）、大手町二丁目（一番から三番）、丸の内一丁目（一番、三番から四番）、内神田一丁目、内神田二丁目
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。	

七　駐日大韓民国大使館周辺地域

期間	地域	
平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで	東京都港区	麻布十番一丁目（五番から十一番）、麻布十番二丁目、麻布十番三丁目、麻布十番四丁目、南麻布一丁目、南麻布二丁目、南麻布三丁目、南麻布四丁目（六番から九番）、南麻布五丁目（六番）、元麻布一丁目、元麻布二丁目、元麻布三丁目（十一番から十三番）、三田一丁目（九番から十三番）、三田二丁目（一番、二番及び二十二番）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、都道環状三号線及び特別区道第千百五号線の部分を除く。	

八　新千歳空港周辺地域

期間	地域	
平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで	北海道千歳市	平和、美々（国道三十六号線の南側部分に限る。）、朝日町（二丁目、三丁目及び八丁目）、本町二丁目（市道東大通の南側部分に限る。）、本町五丁目、青葉八丁目（一番から八番）、青葉丘（市道南二号道路の西側部分に限る。）、柏台（市道南二号道路の西側部分に限る。）、柏台南一丁目
	北海道苫小牧市	字美沢（国道三十六号線の西側部分かつ道道新千歳空港線及び道道泉沢新千歳空港線の北側部分に限る。）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。	

九　札幌パークホテル周辺地域

期間	地域	
平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで	北海道札幌市中央区	南七条西（一丁目から六丁目）、南八条西（一丁目から六丁目）、南九条西（一丁目から六丁目）、南十条西（一丁目から六丁目）、南十一条西（一丁目から六丁目）、南十二条西（一丁目から六丁目）、南十三条西（一丁目から五丁目）、南十四条西（一丁目から五丁目）、南十五条西一丁目、中島公園
	北海道札幌市豊平区	水車町二丁目、水車町三丁目
	豊平川の南七条大橋から幌平橋で囲まれた河川区域（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条に規定する河川区域をいう。以下同じ。）及び同河川区域に架かる橋梁の部分。	
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。	

十　えこりん村周辺地域

期間	地域	
平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで	北海道恵庭市	牧場、柏木町（高速自動車道道央自動車道の西側部分に限る。）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。	

十一　トヨタ自動車北海道苫小牧工場周辺地域

期間	地域
平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで	次に掲げる地点を順に結んだ線及び一に掲げる地点と四に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域
	一　北海道苫小牧市字勇払百四十九番地の五十三所在のローソン苫小牧勇払店側近に位置する北海道電力株式会社所有の電柱（Ａ二二三一画七十五区七十六図九十三番十三の六十四号）
	二　一の電柱から西北西方向約三千メートルに位置する北海道電力株式会社所有の電柱（Ｈ〇一三一画七十五区八十三図八十五番七十四の七十九号）
	三　二の電柱から南南東方向約三千二百メートルに位置する北海道電力株式会社所有の電柱（Ａ三五三一画七十五区五十四図五十六番三十八の六十号）
	四　三の電柱から東方向約一千七百メートルに位置する北海道電力株式会社所有の電柱（Ｈ〇一三一画七十五区五十六図四十二番三一の四十九号）